

とよた地域クラブ活動における地域指導者の委嘱及び報酬に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とよた地域クラブ活動（以下「とよクラ」という。）における地域指導者の委嘱及び報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参加者 とよクラに入会し、クラブ活動に参加することをもいう。
- (2) 技術指導者 参加者に対し技術的な指導等を行う者をいう。
- (3) 補助員 技術指導者の補助を行う者をいう。
- (4) 地域指導者 技術指導者及び補助員をいう。
- (5) 人材バンク 地域指導者になろうとする者（以下「指導希望者」という。）と、地域指導者を求めている地域学校共働本部とのマッチングを行う豊田市地域指導者人材バンクをいう。
- (6) クラブコーディネーター とよクラの現場管理を担う者をいう。
- (7) ガイドライン等 とよた地域クラブ活動ガイドライン及びとよクラ運用マニュアルをいう。
- (8) 指導基礎研修 活動概要や安全管理その他地域指導者として必要な基礎的知識を学ぶ動画研修をいう。
- (9) 普通救命講習等 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成30年告示第90号）に定める普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ、上級救命講習、応急手当指導員講習Ⅰ、応急手当指導員講習Ⅱ、応急手当指導員講習Ⅲ、応急手当指導員再講習、応急手当普及員講習Ⅰ、応急手当普及員講習Ⅱ及び応急手当普及員再講習をいう。

(委嘱)

第3条 指導希望者は、人材バンクに登録し、指導基礎研修を受講しなければならない。

- 2 市長は、前項の登録及び受講が適正になされたとき、指導希望者の人材バンクの登録情報（個人情報を除く。）を、クラブコーディネーターに共有するものとする。
- 3 クラブコーディネーターは、前項の情報共有を受け、とよクラの運営に必要と認めたとき、当該指導希望者と面談するものとする。
- 4 クラブコーディネーターは、前項の面談をした者が適当であると認めたときは、市長に委嘱の推薦をするものとする。
- 5 市長は、前項の推薦を受け、次条の欠格事由に該当しないと認めたときは、推薦を受けた者を地域指導者として委嘱するものとする。
- 6 前項の委嘱を受けた地域指導者は、速やかに承諾書兼振込口座登録書（様式1）を市長に提出するものとする。
- 7 地域指導者は、前項の申請の内容に変更（辞任を含む。）があったとき、速やかに承諾内容等変更届出（様式2）を市長に提出するものとする。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域指導者となることができないものとする。

- (1) 未成年者又は高校生
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 心身の故障その他の事由により、地域指導者としての使命を果たすことが困難であると認められる者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団と関係を有する者
- (6) ガイドライン等に違反し、地域指導者及びクラブコーディネーターを解嘱された者
- (7) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第 6 9 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者と認められる者
- (8) その他市長が適当でないと認める者
（使命）

第 5 条 地域指導者は、ガイドライン等に従い、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使命を担うものとする。

- (1) 技術指導者
 - ア スポーツ・文化芸術活動の技術指導
 - イ 活動における安全管理
 - ウ 参加者の大会等への引率
 - エ 参加者が出場する大会等の運営
 - オ その他とよクラの実施に必要な事項

- (2) 補助員
 - 技術指導者の補佐

（委嘱の期間及び更新）

第 6 条 地域指導者の委嘱の期間は、委嘱の日から当該年度の 3 月 3 1 日までとする。

2 委嘱期間の満了の日までに受嘱者から辞退の申し出がなく、かつ、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、委嘱期間を 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

- (1) 第 4 条の欠格事由に該当すること
- (2) 別に定める普通救命講習等の受講免除者を除き、委嘱期間の満了時において、普通救命講習等の受講日から 4 年を経過していること。ただし、1 月から 3 月までの間に初めて委嘱された者にあつては、次の委嘱期間の満了の日時点とする。
（解嘱）

第 7 条 市長は、地域指導者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、解嘱することができる。

- (1) 第 4 条の欠格事由に該当することが判明したとき
- (2) 地域指導者としての信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (3) 参加者に対する体罰、ハラスメントその他不適切な言動を行う等、ガイドライン等に違反したとき。

- (4) 使命を適正に果たすことができないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域指導者として不適当と認めたとき。
- (守秘義務)

第8条 地域指導者は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 地域指導者が前項の規定に違反し、市長又は第三者に損害を生じさせた場合は、当該地域指導者がその損害について責任を負うこととする。

(報償及び費用弁償)

第9条 地域指導者は、市の定める報償の対象となる技術指導、研修、説明会その他の活動を行った場合、市が定める方法に従い報告を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、地域指導者に対し別表に定めるところにより報償を支払うものとする。
- 3 地域指導者が活動のため旅行するときは、市長が別に定めるとよクラ旅費手引（地域指導者）により、豊田市職員旅費条例(昭和41年条例第1号)第2条第1号に規定する一般職に属する職員に準じて旅費に相当する費用（宿泊手当を除く。）を支給する。

(電子申請等)

第10条 この要綱における申請、通知等は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年条例第1号）の規定により、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に地域指導者として人材バンクに登録されている者は、第3条の規定により委嘱を受けたものとみなす。
- 3 令和8年度から令和11年度までの間は、第6条第2項第2号の規定は適用しない。

別表

支給対象者	金額	支払月
技術指導者	1時間当たり1,800円	7月、10月、1月、4月
補助員	1時間当たり1,200円	